



個人住民税の寄附金税額控除には確定申告が必要です

個人の方が令和元年中に支払った、下記1～3の2,000円を超える寄附金については、個人住民税の税額控除（基本控除）が受けられます。

また、下記1の地方自治体への寄附金「ふるさと納税」に該当する場合、税額控除額が大きくなります（特例控除の上乗せ）ので、確定申告書に正しく記載してください。

なお、災害義援金については、被害を受けた地方自治体に対して寄附をした場合に加え、募金団体（日本赤十字社、共同募金会等）を経由して地方自治体に寄附をした場合も、下記1の「ふるさと納税」の制度が適用されます。

記載方法については、裏面をご覧ください。

1 地方自治体への寄附金「ふるさと納税」 【基本控除 10% + 特例控除[※]】



※ 令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、住民税の特例控除の対象とはなりません。

2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金 【基本控除 10%】



3 東京都又はお住まいの市区町村が条例で指定した寄附金 【基本控除 4%(都)・6%(市区町村)】



◎東京都が条例で指定する寄附金は、所得税の控除対象寄附金のうち、都内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体です（特定公益信託・政党等に対する寄附金等を除きます。）。

◎市区町村が条例で指定する寄附金については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

・個人住民税の税額控除を受けるには、**税務署への所得税の確定申告^{※1}が必要です^{※2}**

※1 所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。

※2 地方自治体へ寄附をされた方で、「ふるさと納税ワンストップ特例制度^{※3}」の手続きをし、当該制度を適用される方は確定申告は不要です。

※3 令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象とはなりません。

・領収書や払込控え等は、確定申告書等に添付し、令和2年3月16日(月)までに提出してください。

所得税の確定申告は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」が便利です

① 国税庁HPの検索



② 確定申告書等作成コーナーへ

◎画面の案内に従い金額等を入力すると、税額などが自動計算されます。



国税庁
e-Taxキャラクター
イータ君

確定申告書の提出前に、記載内容を再度確認してください。＜事例＞次の2種類の寄附金等を支払った場合

◎所得税の確定申告書（第二表）に正しく記載されているか、事例を参考に、確認してください。
 ※下記の例は、平成30年分の確定申告書Aを用いた場合の例です。確定申告書Bは一部様式が異なります。また、令和元年分の様式とは異なる可能性があります。

- ◆◆県に対する寄附金 30,000円
- 「社会福祉法人◇◇の会」に対する寄附金（東京都とお住まいの市区町村がそれぞれ条例で指定した場合） 5,000円

所得税の確定申告書A（第一表）

所得控除の場合は、この欄に記載します。
 ※税額控除を受けられる寄附金もあり、その場合はいずれか有利な方を選ぶことができます。
 税額控除の場合は、申告書の「政党等寄附金等特別控除」欄に記載します。

所得税の確定申告書A（第二表）

「住民税に関する事項」欄

寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	30,000円	条例指定分	都道府県	5,000円
	住所地の共同募金会、日赤支部分			市区町村	5,000円

「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄

寄附金控除	寄附先の所在地・名称	◆◆県●●市▲▲1-2-3 ◆◆県 東京都○○市△△1-2-3 社会福祉法人◇◇の会
-------	------------	---

寄附金控除を速やかに受けられるよう、所在地・名称を正確に記載します。
 ※所得税の税額控除の寄附金を選んだ場合は、各寄附金特別控除額の計算明細書を作成の上、申告書と一緒に提出してください。



寄附金控除等の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

- 個人住民税に関すること・・・総務省HP [総務省 ふるさと納税](#) 検索
- 所得税・確定申告に関すること・・・国税庁HP [国税庁](#) 検索

東京都主税局
 作成：課税部課税指導課 ☎03-5388-2969
 東京都主税局 検索 <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>